

# 『被害防止ネット』ニュース

平成19年7月30日

No.6号

〔事務局〕 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内  
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)  
FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 消費者被害防止ネットワーク 総会、高齢者・若年者分科会を開催

平成19年6月19日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の総会と高齢者・若年者分科会が行われました。

### ◀ 総会では・・・ ▶

#### ◎消費者相談の概要について

市生活安全課より「18年度相談件数は、前年度を若干上回る2,568件で、相談者を見ると60歳以上が3割、20歳代までが1割を占め、相談内容では架空請求に関するものが4割で最も多かった」など昨年度の相談状況について説明がありました。

#### ◎金融犯罪の手口と防止策について

小樽銀行協会・中西事務局長より、金融犯罪の具体的事例と被害防止策について解説をしていただきました。(裏面参照)

### ◀ 高齢者分科会では・・・ ▶

#### ◎最近の高齢者被害について

消費者センターより「最近、街頭で無料の粗品を配って会場へ誘い込み高額な商品売りつける催眠商法(SF商法)の業者が市内に出回っており、50万円の布団を買わされたケースがある。住宅リフォームの点検商法に関する被害相談も寄せられているので十分注意が必要」などの報告がありました。

#### ◎成年後見制度の活用について

札幌司法書士会小樽支部・中村副支部長より、制度の仕組みと手続き等について解説をしていただきました。(裏面参照)

### ◀ 若年者分科会では・・・ ▶

#### ◎最近の若年者被害について

小樽警察署より「22歳の女性が同級生から儲け話に誘われ、加入金200万円を調達する際、免許証と保険証を渡してしまい、サラ金で借りられた」「24歳の女性は、口座番号が分かれば振込みで融資しますと電話があり番号を教えたため悪質業者に狙われた」などの事例紹介の後、「安易に個人情報をお教えしない。女性は強引な勧誘に引き込まれやすいので特に注意を」とのお話がありました。

#### ◎消費者契約について

消費者センターより「ネット契約では事前に規約画面をよく確認する」「間違っただけでクリックした場合は錯誤の契約で無効。親の同意がない未成年者の契約は取り消せる」「訪問販売等の契約を解除するにはクーリング・オフを活用すること」など契約上の留意点について説明がありました。



## 各団体から

各分科会の情報交換の場では、今回出席した民生委員協議会、老人クラブ連合会、地域包括支援センター、札幌司法書士会小樽支部、中学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟等から消費者を取り巻く現状や被害実態などについて次のような報告・意見がありました。

- ◎ 高齢者の中には騙されているという認識を持たない方が多いので、周囲の人たちによる注意や啓発などの働きかけが必要である。
- ◎ 以前買った商品の曖昧な記憶につけ入り、未払金があると言って不当な請求をする業者がいるので、領収書や支払記録は残しておく方が良い。

- ◎ 被害防止のための情報伝達には、町会の回覧など地域の積極的な協力が不可欠である。
- ◎ 子供がインターネットで有害な情報へアクセスするのを防ぐには、プロバイダや携帯電話会社のフィルタリングサービスが有効である。
- ◎ 子供の被害防止には、保護者と学校が共に

- 状況を把握し防止策を学ぶことが大事である。
- ◎ 高校卒業生の親元に「〇〇高校事務局ですが、同窓会名簿作成のため、子供さんの連絡先を教えてください」という偽りの電話をかけ、個人情報入手する業者がいるので気をつけてほしい。など、多くの報告や意見が出されました。

◆金融犯罪被害に遭わないために…◆

●成年後見制度の活用を……●

- ◎ 通帳と印鑑は別々に保管しましょう。
- ◎ 通帳裏面の副印鑑票(届印の台紙)は剥がしましょう。
- ◎ キャッシュカードは他人に渡さず自己管理しましょう。
- ◎ カードの暗証番号は生年月日や電話番号、車番などにしない。
- ◎ カードに番号を書いたり、覚書きのメモと一緒にしない。
- ◎ ICカードなど新しいセキュリティ対策を活用しましょう。
- ◎ ATMコーナーではスリや背後からの覗き見に気をつける。
- ◎ 振込みを求める電話がきたら、あわてず事実を確認する。
- ◎ 被害に遭ったら速やかに金融機関と警察に届けましょう。

- 判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度です。
- 後見人が本人に代わって契約等の法律行為を行います。
- 不動産管理、現金・通帳の保管、預金の出し入れを行います。
- 病院・施設の入院・入所契約、費用の支払いを行います。
- 年金や社会保険の手続きを行います。
- 遺産分割など重要な法律行為を行います。
- 手続きは、本人か家族などが家庭裁判所に申立てます。
- 家庭裁判所が後見人を選任します。申立費用はかかります。
- ☎ 無料相談 011-280-7077 リーガルサポートさっぽろ

◎ 悪質な灯油タンク洗浄業者が出回っています !!

6月初めに、市外の灯油タンク洗浄業者に関する苦情が消費者センターに何件も寄せられました。その主な内容をみてみますと……

「オイルキャップの取替えが必要と言われ、洗浄代と合わせて1万8千円を支払ったが、一般の価格よりも高いので驚いた」「洗浄にしては時間もかからず、本当に施工したか不明だ」「いつも取引している燃料店だと言うので洗浄を頼んだが、支払後店に確認したところ違う業者だった」など。

これらの相談のうち、センターの助言でクーリング・オフの手続きをし解約・返金に至った事例があった一方、領収書に業者の連絡先の記載がなく対処困難なケースもありました。被害に遭わないためには、必要な契約なのか、また複数の見積りで価格の比較検討をするなど慎重さが必要です。



◎ 儲け話で勧誘 ～「マルチ商法」にご注意ください !!

マルチ商法では、「商品を知人などに売りながら会員を増やすとマージンが得られる」と言って販売組織への加入を勧誘してきます。実際は勧誘時の話とは違い、販売商品を自己負担で購入したものの売れずに在庫を抱え、会員も増やせずに収入がなく、多額の借金をしてしまうケースがほとんどです。

市内でもここ数年、20歳代の若者が狙われた被害事例が相次いでいます。マルチ商法は、参加者を広げていくので「ネットワークビジネス」とも称され、「新しい販売システム」「流通革命」などの誘い文句で接触してきますが、簡単に高収入が得られるものではありません。儲け話には注意が必要です。

❖ 啓発用貸出しビデオのご利用を ❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡ 申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

❖ 「出前講座」の活用を ❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡ 申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

【情報交換について】

ネットワークでは、被害報告などの情報交換をパソコンメールやファックスを通して行っています。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。



E-mail: [otarushouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarushouhi@air.ocn.ne.jp)

Fax ; 22-1345